

登録建築物エネルギー消費性能判定機関票

この標識は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関としての主要な内容と業務の内容を表示しています。

登録の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第41条第1項第1号の(1)から(3)までに定める特定建築物に係る同法第12条第1項に規定する適合性判定業務
登録番号	国土交通省関東地方整備局長 第1号
登録の有効期間	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
登録機関の名称	株式会社 都市建築確認センター
代表者の氏名	本田 實
主たる事務所の所在地	東京都文京区湯島一丁目9番15号 電話番号 03(5844)0066
業務区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域
業務の性格	特定建築物(延床面積300㎡以上の非住宅建築物等)に係る適合性判定基準は建築基準関係規定とみなされるので、建築確認と連動する